

質 問 回 答

2022年10月28日

「ネパール国トリブバン国際空港における飛行処理能力強化のための航空管制業務改善プロジェクト」
(公示日:2020年10月19日/調達管理番号:22a00023)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	2ページ 3.(4)及び(5)	契約履行期間が2023年1月～2026年2月で、前金払は1年毎に分割して請求を認めるとされています。契約履行期間をは分けない形で契約書を締結することを想定されており、要員計画も1枚にまとめた形で良いと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
2	11ページ及び20ページ (3)及び第8条(1)	P11には「第1回JCCはプロジェクト開始後2ヶ月以内」、「JCCは1年毎の開催を目安」とありますので第1回は2023年2月か3月になり、その後毎年同時期に開催するものと理解しますが、P20に「最終JCC会議2か月前まで2025年10月中」とあり、食い違いがあると思われしますので、ご説明ください。	契約履行期間が2026年2月ですので、最終JCCは2026年1月頃を想定しております。そのため、事業完了報告書(案)のご提出をこの時期に設定しました。なお、JCCの開催時期は1年毎を目安としていますが、業務の進捗状況に合わせ、柔軟にご対応ください。
3	18ページ ATFM/A-CDM 情報共有システムの構成機材及びシステム構成イメージ	LANとIP-VPNはCAAN側で用意するものと理解してよろしいでしょうか？ 構成機材のパーソナルコンピュータ1式には示されている端末も含まれるのでしょうか？ 構成機材にファイアウォールが含まれていませんがハードウェア型ファイアウォールが必要な	LANとIP-VPNはCAAN側で用意されます。主要構成品に含まれる「パーソナルコンピュータ」は、システム構成イメージ図の「ATFM/A-CDM情報共有システム」に該当し、その他の端末は構成品に含まれません。ファイアウォールは、「ATFM/A-CDM情報共有処理ソフトウェア」の一

		場合は CAAN 側で用意するのでしょうか？	機能として想定していますが、ハードウェア型のファイアウォールを提案する場合は機材構成に含めて下さい。
4	27 ページ 4.(2)及び(3)	本邦研修に係る諸経費は「コンサルタ等契約における研修・招へい実施ガイドラン」2022年4月に基づいて、1.60人月分の報酬、諸謝金を含む諸経費を別見積とすると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
5	企画競争説明書表紙 (第3章 プロポーザル作成に係る留意事項(2)別見積もりについて)	「新型コロナウイルス感染対策に関する費用(PCR検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他)はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。」とありますが、新型コロナウイルスに関する規制は情勢により変化します。昨今の規制状況においては、こうした追加費用は想定されないため「なし」と思われますが、万が一情勢が変化して規制が強化された場合は、契約変更等に応じて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、今後の情勢悪化を過去の経験から想定し何らかの額を予め計上するようにとの意図でしょうか。	現時点での状況に応じて必要とみこまれる金額を計上してください(現時点での水際対策措置等にかんがみ、不要とのことでしたら計上なしで結構です)。その後、情勢が変化し、水際対策措置等が変更となり追加費用が発生することになりましたら、打合簿や契約変更により対応する予定です。
6	第1章企画競争の手続き 3. 競争に付する事項(3)	本契約は、消費税不課税取引とありますが、例えば、航空賃に含まれる国内消費税や報告書印刷費の国内消費税などは、見積書においては、消費税を差し引いて計上するのでしょうか。それとも、国内消費税込みの金額をそのまま計上し、全体としての消費税は加算しないことでのよいのかどちらでしょうか。	本契約は消費税不課税取引となりますので、見積書においては消費税を差し引いて計上ください。

7	<p>第2章 特記仕様書案 第7条 実施方針及び留意事項 (4) ベースライン調査及び 目標・成果の達成度測定 2)</p>	<p>成果1の1として「少なくとも7名の管制官がATFM/A-CDM 海外研修を完了している」となっています。一方、(8)本邦研修、第三国研修の3)①で ATFM/A-CDM 研修の研修員は8名となっています。7名と8名のどちらが正しいでしょうか？</p>	<p>8名の研修員から少なくとも7名が研修を完了することを指標としています。</p>
8	<p>第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (8) 本邦研修、第三国研修 3)</p>	<p>想定する本邦研修、第三国研修の概要に示される期間(例:14日間)は、日本あるいは第三国へ到着した日から日本あるいは第三国を発する日までの日数との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
9	<p>第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (9) プロジェクト機材の調 達</p>	<p>「調達は、現地調達、本邦調達あるいは第三国調達にて行う。」とありますが、本邦調達の場合、精算時の消費税の扱いはどのようになるのでしょうか。消費税分も含めて計上してよろしいのでしょうか。</p>	<p>本契約は消費税不課税取引となりますので、精算時においても消費税を差し引いて計上ください。</p>
10	<p>第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (9)プロジェクト機材の調達</p>	<p>定額費用で計上が求められている機材について、昨今のコスト高では指示された金額での調達は難しいものと推測されます。契約交渉時に受注者が入手した見積をもとに実際に購入可能な金額を調整して契約額とすることは可能でしょうか。もしくは、想定された定額費用での調達が難しいと判明した場合は、その段階で変更契約を行うことが可能との理解でよいでしょうか。</p>	<p>想定された定額費用で契約を締結し、その後具体的な調達機材と金額が確定し、同定額内での調達が難しいと判明した場合は、その段階で変更契約等の必要な対応を行うことを想定しております。</p>

11	第2章 特記仕様書案 第8条 報告書等	事業完了報告書(案)(英文3部)の提出は、簡易製本での提出と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	第2章 特記仕様書案 第8条 報告書等	事業完了報告書の和文(要約版)については、部数の記載がなく、CD-R2枚の記載しかありませんが、製本版は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	第2章 特記仕様書案 第8条 報告書等 (3)収集資料	「契約期間中に収集した資料・データについては、定型の収集資料リストを作成し、事業完了報告書提出時に併せて提出する。」とありますが、この収集資料(本邦研修等の教材含む)についても事業完了報告書の別冊として製本/電子化して提出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (1)業務工程	「本業務の工程は以下を想定する。」とある表中の「業務完了報告書」とは、「事業完了報告書」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。誤記があり申し訳ありません。表中の「業務完了報告書」を「事業完了報告書」に読み替えてください。
15	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4.見積書作成にかかる留意事項 (2)別見積もりについて (3)定額・定量計上について	「本邦研修に係る諸経費(本邦研修実施にかかる業務人月分1.60人月の報酬を含む)」は別見積もりとし、かつ、その別見積の「本邦研修(または本邦招へい)に関する業務人月1.60」を定額・量計上するとの理解ですが、別見積の報酬の表においては、担当毎のMMを配分し、合計MMが1.60となるように記載することよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

以上